

愛川町教育委員会

平成20年9月26日

## 愛川町教育委員会 9 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成20年9月26日(金)  
午後 2時00分から午後 3時33分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について  
日程第2 前回会議録の承認について  
日程第3 教育長報告事項について  
(1) 教育長報告事項  
(2) 平成20年第3回愛川町議会定例会について  
(3) 平成21年度使用小中学校教科用図書採択結果及び採択理由について  
(4) 郷土資料館の閉鎖について  
(5) 町指定文化財の所在変更について  
日程第4 教育委員長の選挙について  
日程第5 教育委員長職務代理の指定について  
日程第6 その他
- 4 出席委員 教育委員長 岡本弘之  
委員長職務代理者 三好容子  
教育委員 足立原 威  
教育委員 八木 一郎  
教育長 熊坂直美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
教育次長 岡本幸夫  
教育総務課長 河内健二  
生涯学習課長 長嶋忠雄

スポーツ文化振興課長

大八木 尚 一

教育開発センター指導主事

佐 藤 千代乃

教育総務課副主幹

佐 藤 貴

---

◎開会

- （岡本委員長） ただいまから、定例教育委員会を開催したいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、教育委員会は、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできないとされております。本日の出席委員は 5 人でございます。したがって、定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会 9 月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますからご承知願います。

これより、日程に入ります。

---

◎日程第 1

- （岡本委員長） 日程第 1 「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会の会期であります。本日 1 日と定めたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

◎日程第 2

- （岡本委員長） 次に、日程第 2 「前回会議録の承認について」を議題といたします。

なお、会議録につきましては、既に委員の皆様には配付していただいております。

これより、質疑に入りたいと思います。

何かご質疑、ご意見等がございましたら、発言をお願いします。

特にございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） では、特に質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異

議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

日程第2「前回会議録の承認について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2「前回会議録の承認について」は原案のとおり承認されました。

---

### ◎日程第3

○(岡本委員長) 次に、日程第3「教育長報告事項について」を議題といたします。

なお、報告につきましては、

(1) 教育長報告事項について

(2) 平成20年第3回愛川町議会定例会について

(3) 平成21年度使用小中学校教科用図書の採択結果及び採択理由について

(4) 郷土資料館の休館について

(5) 町指定重要文化財の所在変更について

を一括でご説明願います。

教育長、よろしく申し上げます。

——教育長より詳細について説明——

○(熊坂教育長) 続きまして、報告事項の(2)でございますが、議会の関係、資料2をご覧いただきたいと思います。

初めに、一般質問でございますが、9月3日・4日に行われまして、主な質問内容はお手元にあるかと思いますが、全部で12人、一般質問がございまして、そのうち教育関係は8人の方からご質問がありました。

主な質問内容としましては、奨学金制度のこと、これは熊坂徹議員です。

それから、渡邊基議員のほうで、小中学校の暑さ対策、地デジのこと、それから東中のそばにあります町立体育館の今後のこと、これがありました。

それから、次に3番目で成瀬議員でございますが、田代球場のことのご質問がございました。

それから、井上博明議員からは最後に給食のことの質問がございまして、慎重にこれから検討していくということでございます。

次に、鈴木議員からは、児童館の維持管理のお話が出てまいりました。この中では、古い児童館のほうも耐震診断とかそういう問題があるというようなことで、このこともこれから取り組んでいくというようなことでございます。

次に、4ページ目へ行きまして、熊坂弘久議員からは、小中学校一貫教育についてということでございます。

議員さんの視察で呉市に行かれまして、呉市が全市を挙げて一貫教育ということに取り組んでいるというようなこともあったということで、本町ではどういうふうにしていくのかというようなこともありました。

小学校2校に対して中学1校ということで本町の学区は成り立っておりますので、その学区内で小中の連携を深めていくということでご理解をいただいております。

それから、次の5ページ目で、井出議員のほうからやはり中学校給食の問題が出ました。これは、ですから井上議員と似たような質問ということになっております。

最後に、12番の山中議員のほうから、大分県の教員人事の不祥事に関しましてどうなのかというお話がございました。推薦した教職員ということで、最終的な決定、あるいは新採用のことは県の決定で、県の教育委員会が行っているというような話をしまして、2つ目に、社会教育主事と指導主事の任用の話も出てございます。

新聞記事でもご存じのように、この人事についての事前の報告とかそういうものがあるのかというお話もありましたが、「それはしてございません」ということでご理解いただきました。

その中では、途中から話がずれてまして、「教育委員長の仕事は」なんていうようなことまで出てまいりましたが、ご理解をいただいております。

そのほか、9月の議会では、主として昨年度、19年度の決算審査も行われ、承認をされております。

また、補正予算では、教育関係では、小学校3校、中津・高峰・半原小、それから3中学校の防火シャッター、この改修工事が補正予算で通っております。

以前に、防火シャッターで事故がありまして、一番下まですっと下りてしまうような形に

なっているのを、最後の途中何十センチかで一旦止まるような形のものに改修ということで予算がついてございます。

それから、もう1つは、小中学校のアスベスト建材の調査ということで、これは実際は一度行っているのですが、その追加の建材、こういうものが示され、再度調査を行うということでございます。

そのほか、田代運動公園のプール関係のほうで、その修理というようなことで予算が通っております。

以上、今回の議会質問の内容でございます。

以上です。

それでは、(3)以下につきましては、担当のほうで内容を報告します。

○(岡本委員長) それでは、お願いします。

○(佐藤教育開発センター指導主事) 指導主事の佐藤です。

それでは、続いて資料3のほうをご覧いただきたいと思います。

現在、7月の定例会議の中で、21年度使用の教科用図書の採択をしていただきました。その採択結果及び採択理由を資料3としてお手元にあります。

まず、1点目として、学校教育法の第34条により、小学校教科用図書につきましては、9教科、12種別についての採択をしていただきまして、理由は表のとおりでございます。

それから、裏面でございます。第2点、学校教育法の第49条により、中学校教科用図書、これにつきましては、法律に基づきまして、20年度と同一の教科書というふうに採択をしていただきました。

3点目は、学校教育法附則第10条による小中学校教科用図書、これにつきましては、表の4種別の教科書について採択をしていただきました。

それぞれ、採択理由につきましては表のとおりでございます。

今後につきましては、採択結果に基づきまして、教科書事務を適切に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○(岡本委員長) ありがとうございます。

お願いします。

○(大八木スポーツ・文化振興課長) スポーツ・文化振興課長でございます。

それでは、(4)郷土資料館の休館についてということで資料4ですけれども、実は、皆

様ご承知のとおり新しい資料館が4月からオープンします。

それに伴いまして、半原小学校の敷地内にあります郷土資料館、こちらの中身の整理をしないと、新しい資料館に持っていくもの、または違う施設へ移すもの等々の作業がございますので、この10月1日付の広報誌で、休館という形での広報誌が出てございます。

閉鎖につきましては、3月の委員会で、蔵書を回収して閉鎖という形になるのですが、10月初めに、11月1日からは閉鎖しますよという形の案内をさせていただくということでございます。

続きまして、(5)町指定重要文化財の所在変更について。

これは、資料なしということを書いてあるのですが、お手元にA4の横版であるかと思うのですが、これにつきましては、町の指定文化財になった場合については、その所在の届出をしてあるところから変更する場合については、事前に届出を下さいという定めがありまして、今回ここにあります3点につきましては、新しい郷土資料館に展示いたします関係上、そのレプリカを作成するに当たって、この3点ほど、八菅神社にありますけれども、そちらから東京の業者、町のほうで資料の作成委託をしておりますトリアド工房というところに一時移動させていただくという形でございます。

物につきましては、後ろに写真で添付してあります。これが町で指定しているものですから、これをレプリカとして作成するものです。

写真ですが3枚ありますが、例えばこの真ん中にありますのが「正応の碑伝」というのですが、ちょっと私も勉強不足ですが、真ん中にありますこの黒い方、こちらがそうなんです。鮮明でないほうです。

こういうものにつきましては、大体展示して見ていただくのは、1メートル以内の距離をおいたところに展示するという事なので、ある程度字がうっすらと読める程度にはしておいたほうがいいだろうという形での修復をする予定であります。それがレプリカですね。

ということで、2点、私のほうからの報告とさせていただきます。

以上でございます。

○(岡本委員長) ありがとうございます。

以上で、議案の教育長報告(1)から(5)までの5点について順次説明がございました。

それでは、これから質疑に入りたいと思いますが、項目が5つございます。したがって、私としては一応(1)から順番に検討したいと思いますが、それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○（岡本委員長） それでは、まず（１）の教育長報告についてご質疑等ございましたらよろしくお願ひいたします。

特によろしいですか。三好委員、どうぞ。

○（三好委員） 三好です。１点だけお願ひいたします。

８月１２日の中高生ボランティア体験開校式ということでご説明があったのですが、夏休み中ということですので、中学生も高校生も希望者のみということなのでしょうか。

○（岡本委員長） 教育長、お願ひします。

○（熊坂教育長） 社会福祉協議会で各学校へ希望者を募りまして、それで自主参加ということでございます。

○（岡本委員長） よろしいですか。

○（三好委員） はい。

○（岡本委員長） ほかに何か、質問等ありましたらお願ひします。

特によろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） それでは、（１）の教育長報告は以上です。

では、（２）の平成２０年第３回愛川町議会定例会について、何かご質疑等ございましたらお願ひします。

三好委員、どうぞ。

○（三好委員） 三好です。

２点ほどですけれども、井上博明議員さんの学校給食についての答弁の中で、「望ましい食習慣を身につけさせる」という食育の目標でありますというお話が書いてあり、学校給食を取り上げているんですが、その中には、家庭と学校との連携であるとか、地域社会との連携であるとかという内容もうたってあるわけですが、食育ということになりますと即給食の問題につながって、給食ではどうなのか、学校の中での指導はどうなのかというそういう論議になりがちなんですが、そこにうたってありますように、家庭も地域社会も連携をしていかなければいけないということになっているわけですので、愛川町としては、給食の中で食育を進めるのはもちろんですけれども、家庭との連携というところではどのような方針を持っていただけるのかということをお聞きしたいと思います。

○（岡本委員長） どなたが回答いただけるでしょう。では、河内課長。

○（河内教育総務課長） 今ご質問の食育基本計画を含めた質問事項で位置づけられておりま



す学校給食についても、地域との連携、また家庭との連携が必要だということでは言われております。

それで、本町につきましても、そういった食育基本計画の作成する際には、食育基本法に基づいて連携等をこれからさらに進めていくということの位置付けをしていくこととなります。その辺はもう少し具体的に基本計画等で示すことができればと考えますが、本町自体が食育基本計画そのものを策定してございませんので、県が策定等をされていることを受けまして、学校として取り組んでいただくべきこととなります。学校として、例えば家庭、あるいは地域という部分について、この計画ができた段階に応じた部分を学校側に示していき、またそういった取り組みを進めていきたいということで現時点では考えております。

- （岡本委員長） よろしいですか、三好委員。
- （三好委員） 渡邊基議員さんも夏の暑さを乗り越えるのにはというところで、クーラーの設置等もうたっていたわけなんですけれども、体力をつけるために朝ご飯をしっかり食べてくることが先決だというような答弁もなされているわけですので、食育という教育的な指導は学校でももちろんやるわけなんですけれども、家庭との連携の中では、朝ご飯であるとか、規則正しい食事をするであるとか、孤食を避けて家族と一緒に食べるとか、また、家族の中でいろいろな状況が起きたときに、家族の一員として子どもも食にかかわるお手伝いをするであるとか、そういうところの具体的な内容というものがきちんとうたわれてくるといことが、やはり子どもの体力であるとか、食育に結びつくというふうに考えられますので、家庭との連携については、そういうきめの細かい考察をお願いしておきたいなと思います。

続いてですけれども、先日、きのうですかおとといですか、その辺ですけれども、事故米の扱いについて、給食に事故米が使われていた。厚木市も平成15年から今日に至るまで使っていたというそういう報道がされましたけれども、愛川町では、事故米についてどのように検査をされているのか、その検査というものについてこれからどのようにやっていこうとされているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

- （岡本委員長） お願いします。
- （河内教育総務課長） ご案内のように、今日、新聞の記事を用意させていただきましたが、事故米が県内にもということで、「学校給食で16万食」というような、神奈川新聞で掲載されております。

したがって、県のほうにおきましても、各市町村の小学校あるいは中学校の学校給食

の中でそういったものの取り扱いがされていた例があるということで調査をしまして、一応その中で私どもの町におきましては、ここに言われているように、例えば 03 年以降に事故米を使用した可能性のある卵焼き、私どもの町の学校給食で過去使っているかについては、調査をさせていただきました。

その調査結果では、過去にはこのような商品を取り扱ったことはないということで一応報告をいたしておりますので、現時点で調査した範囲においては、この事故米とされ、この指定された食品等については使用等の扱いがないということで報告をさせていただきました。今後そういうことは、後ほどその他のほうで報告しようと思っておりましたが、ご質問をいただきましたので、ここで報告させていただきます。

以上でございます。

○（三好委員） ありがとうございます。

過去には使用していないということで調査結果が出ているということで安心しましたけれども、給食は、子どもの安心・安全の食を確保するほか、食育を進め、健全な体力や精神、身体的な発達も促しましょうという大義があるわけで、そういう中でお金の問題になりますと、安かろう悪かろうを平気で取り入れるというそういう体質そのものが問題だなと思いますので、愛川町が事故米について過去に使用したことがないということは本当に喜ばしいことですけれども、これからもそのような姿勢で、ぜひ子どもの安心・安全を守っていただきたいと思います、そのように思います。

もう 1 点、よろしいでしょうか。

○（岡本委員長） はい。

○（三好委員） もう 1 点、よろしいですか、よろしくお願いします。

熊坂弘久議員さんの小中一貫教育の内容に触れまして、最後のところになりますが、「小中学校間のみならず、高等学校や幼稚園・保育園も含めた連携に努めて参りたいと考えております」というところなんですけれども、愛川町では幼稚園は私立ですね。それと、保育園は公立ということで町が経営しているわけなんですけれども、学童保育という面では、保育の面にも教育委員会が関わってきているという現実がありますが、保育園との連携と、それからそこに書かれている幼稚園という存在にどうかかわっていいのかということ、私は法律等の問題ではわかっていないので、ここにうたってあるようにこの連携をしているのだということであれば、私立の幼稚園とどのようにかかわりを持てるのかということ、ちょっと教えていただきたいと思います。

○（岡本委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 現在、実際行っているわけですが、特に新1年生が入学してくる段階で、保育園あるいは幼稚園のときに子どもたちの状況はどうか、この連絡会を各学校ごとに現実に今も行っております。

1年生に来て、保育園や幼稚園と違う面もありますので、1年生がパニックを起こしたりなんていうこともありますので、その辺のところの連携をさらにしていくということで、比較的、幼稚園の先生も来て子どもたちの様子を見ていただいたり、あるいはこちらで出向いて、子どもたちの様子を見せていただいたりという連携を行っております。これからも、それは引き続きしていきたいと思っております。

○（三好委員） ありがとうございます。

今のところはそういう、入学時のときの交流でとどまっているということですよ。

その先にどういう形がとれるのかというのは、これからの研究課題ということだと思いますけれども、幼稚園が保育園に該当する内容のお子さんを引き受けていくという状況が生まれてきていますよね。そういう、親御さんのご予定が子どもの保育に大きく影響してきていて、幼稚園の中には、延長保育というのか、そういう営業が大分入り込んできているという現状があるということを知りましたので、その辺のところもこれから非常に大きな課題となってくるんでしょうし、愛川町でも幼稚園がたくさんあるわけですので、そういうところの連携というのをきちんと基礎をつくっていかないとまずいかなと、そんな感じを持ちましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、いいですか、1つ、すみません。

○（岡本委員長） はい。

○（三好委員） 小中一貫教育の中で、小学校・中学校の連携をとりましょうということである回答をされているのですが、私ごとで恐縮なんです、愛川町合唱祭を行っておりますけれども、昨年、東中ジュニアと言うことで、中津小と菅原小が合同で合唱に出てくれました。

ことは、愛中と半原小が1曲だけ合同合唱をしましょうという話が持ち上がりまして、そういう動きをしているということは、まさに音楽を通じた小中の連携というか、かわりが持っているのではないかなということ、大変喜ばしいかなと自分では思っております。

ぜひ、11月15日、開催しますので、ご覧になっていただきたいと思ひます。

以上です。

○（岡本委員長） ちょっと私のほうからいいですかね。小中学校の一貫教育というのを、これ、呉市でやっているんですか。連携ではなくて。

○（熊坂教育長） 市が方針を出しましてやっているわけですが、もう1つの実情としまして、呉市は、教育委員会のホームページを見てまいりますと、人口が約25万の都市ですが、瀬戸内海の島を多く持っている。そういうことで、小学校の数が五十数校、それから中学がやはり30校ぐらいある。小学校はもう当然小規模がありますし、中学も小規模がある。比較的、島の中では隣同士というのもある。そういうこともありますので、別々に教育を進めるよりも、小中合わせて進めたほうがいいという、そういうような思いがあるようでございます。

○（岡本委員長） なるほどね。

○（熊坂教育長） 大きなところは大きなところで、やはり現在問題になっております「中1ギャップ」という、小学校から中学校に渡りの部分での悩みと、あるいは問題の解決のために、中心としては、昔からも論議があるんですが、小学校が、あそこは4・3・2ぐらいのことを中心に考えながら教育のつながりを考えていこうという、そういう姿勢で進めておるようでございます。

○（岡本委員長） なるほどね。ちょっといいですか、一貫教育というのは、大分言葉として流行っていて、中高一貫から始まった訳ですね、この一貫教育というのがね。

先ほど保育園と幼稚園、小学校・中学校も含めたというのがありましたけれども、今の中高一貫教育というのはいわゆる高等学校とは違うんですね。中高一貫校という別の名前がついているんですね。だから、従来の法律が当てはまらないような形でスタートしているんですね。

今はもう幼稚園とかそういったものが小学校と一緒にすぐなると言うようなことは、なかなか難しい法律がいっぱいあるようなんですね。

ですから、流れとしては、でも、そういう声が出ていますから、そういうことが今後出てくると思うんですけども、日本の場合はすぐに、何かがあるとそれに流されて、同じように伝わっていくというね。

今お聞きしたのは呉市の、やはりその地域の、そうやらざるを得ない特色というかニーズがあって行われてきたんだと今、思いがしました。こういう活字になると、すぐ、「一貫校、一貫校」ということでばあっと同じようになる傾向があって、幼稚というような感じも一方ではしないわけではないんですけどもね。やはりその辺のところは今後詰められて、どういう効果的なことが達成されていくのかということだと思っただけですね。

どうぞ。

- （熊坂教育長） 実は、中央教育審議会が昨年度でしょうか、出した答申の中で、諮問の中身としてやはり小中一貫教育というのがありましたが、今後引き続き研究をしていく研究課題というような形で答申が出ております。

いい面もありますし、すぐそれに行くのがいいのかどうか課題もあるということで、研究がさらに必要であるというようなことになっておりますので、町としましても、連携は確かに必要ですが、即、1つのまとまった形で一貫校ということまでは、今の段階では進めていく予定はございません。

また、その背景としては、6・3制のいわゆる学制、これの見直しが大きく絡まってきますので、しばらくは、動向を見ていくのがいいのかなというふうに思っております。

- （岡本委員長） 足立原委員。

- （足立原委員） 先ほど三好委員から、議会での質問も含めた学校給食の話があったのですが、それにちょっと関連するんですが、本町では小学校だけは給食をやっておるのですが、その物資の選定というか、それにかかわりがあると思うんですね。本町では先ほどのお米は関係なかったということなんですが、どんなふうな形で本町も、栄養士が毎月の給食費の中で栄養価が十分にとれるような献立表をつくっていらっしゃるのだと思うのだけれども、そこに関わる物資をどういうふうを選定して、例えば卵にしてもいろいろな業者がありますよね。そのところはどんなふうな形で、なるべく町内のを使おうとかいろいろ考えていらっしゃるでしょう。例えば商店をどこを使おうとかそういったことがいろいろあるのだろうと思います。どんなふうな形で物資選定をやっているのか。

それと、もう1つは、学校では給食主任というのがあると思うのですが、その方々のご意見をどんなふうに、子どもの食べ具合だとかそういうものも含めて、どのように取り入れてやっていらっしゃるか、ちょっとその辺をお聞きしたいのですけれども。

- （岡本委員長） お願いします、課長。

- （河内教育総務課長） 学校給食につきましては、本町については小学校については完全給食で実施をしております。その中で物資の選定等にあたってということ、これがまず1点目でご質問ございまして、この点は、給食の献立をするということで、その栄養所要量等については、学校栄養士がおりますので、学校栄養士によって栄養所要量等を計算し、それでその献立を組んでいくということでございます。

それにあたりましては、やはり学校給食関係で、組織的に私どもも設けまして、その中の

1つに、例えば給食用物資選定委員会という名のもとに、例えばそのメンバーということでいけば、小学校長の代表だとか、給食主任の代表の方、さらには当然、栄養士ですね、また、必要によっては保護者の代表等に入らせていただきまして、そういった物資等についての選定をしています。ただ、基本は献立をするにあたって、栄養所要量等を最前提におきながら、そういう物資の選定についても、そういった方のご意見をいただきながらということで、対応してございます。

したがって、物資の選定等を、年間を通じて、またあるいは、必要によって3カ月ごとにとということなどもありますけれども、基本的には年間を通じまして、町内の業者に協力をいただき、手を挙げていただいたうえで、実際食材等を扱っている業者の方に優先的にお願いしております。

ただし、他の面で、例えばお米だとかあるいは牛乳だとかということになりますと、やはり町内の業を営む方にといいわけにはいきませんので、県の学校給食会というところから提供していただくということで、連携を十分にはかかっております。

したがって、学校給食の献立の研究等についても、毎月のように献立会議を開いて行い、またその量等も含めまして、またそのとき、季節等に応じたものをとということで、食材の選定もいたし、できるだけ地域の農産物の使用をしていくよう努めております。

また、お米については、地元の農協が提供している愛川米を使用との考えもありますが、需要と供給の関係で難しい点があります。

また、あわせて、食文化の関係では、やはり地場産のものを使用し、地産池消の推進を含めまして、食材の使用選定を行っているということでもあります。

それから、各学校に給食主任等がおりますので、そういった方もそのメンバーに入らせていただいて、その声は反映をさせていただきたいと思っているところでございます。

○（岡本委員長） よろしいですか。

八木委員、どうぞ。

○（八木委員） 今の関連なんですけど、購買の窓口は当然各学校というか、栄養士さんが献立をつくるわけですから、非常に材料的には種々雑多ですよ。それも、毎日、日が変わりだから、違うものですから。窓口はどこが仕入れているんですか。大きいものは別として、例えば1年分の米を例えば安価で、教育委員会のどこかの窓口が購買の主体になるとか、そういうふうになっているのか。毎日のやつは、もう学校の現場に任せて仕入れをやっておられるのか。ちょっと初めてそういう話になったので、知らせておいてもらいたいのですが。

○（岡本委員長） 課長。

○（河内教育総務課長） まず、お米については、先ほど申し上げましたようにこれはもう米飯給食を取り入れていくということで、週3回ということで行っています。学校給食では、常時お米は消費しますので、これは一応県の学校給食会を通じまして、学校給食会の指定されたところのお米の業者をとということで行っています。

また、牛乳についても学校給食会での紹介、またそこで登録をされている業者がいるというところでもありますので、登録されている業者から納入ということで行っております。

あと、日常の中で実際の献立を栄養士が行う中で、その食材等の購入等の方法については、それぞれ学校に栄養士がおりますので、その学校栄養士が一ヶ月のメニューづくりを行い、その献立に基づいて、食材料の量についても算出し、それに基づいて、1週間前とか、あるいは5日前に学校栄養士が、例えば半原小学校であればどこのお店にとということ、学校栄養士が注文を行い発注するなど、連絡をとって食材そのものを仕入れていくというような方法で行っております。

○（八木委員） 検査機関があるわけではないのですが、学校栄養士さんは当然、材料は材料として仕入れるわけですから、あとは営業にかかわるお店の方のモラルですね。そこで、特別、子どもたちが食うのだからということで、いいものを入れてもらわなくてはいけないという意識を持ってもらえるといいんですけどもね。

多少、これは臭くてもいいからなんて、そうはいかん、そういう意識も必要だと思います。

PRも必要だと思いますね。こういう問題が出た以上はね。

○（岡本委員長） 足立原委員。

○（足立原委員） 同じ栄養価でも、献立はもう先に出来ているんでしょうけれども、同じ栄養価でも、肉からとろうとか、ほかのものからとろうとか、そういうものもあると思うんですね。それは栄養士が判断するということですか。その値段というか。

○（岡本委員長） どうぞ。

○（河内教育総務課長） 栄養士が判断をしているところでございます。

月献立を基本として、その週ごとに献立に基づいたものを栄養士が発注などを行い対応しているということでございます。

○（岡本委員長） ちょっといいですか。小学校が6校ありますね、全部というところでいくと。原料と献立は、各学校が独自の意識でやっていますから、学校ごとに原料を入れるというのは全部ばらばらなんですね。

お米とか、そういう主たるもの、そういったものは、今説明のように県のほうの通ったところということだったけれども、そのほかにもいろいろあるわけですね。例えば今問題になっている中国産のいろいろなものもあるわけですね。そういったものも全部、学校現場の、栄養士さんというのはカロリーを計算するというか、原料まで吟味されないと思うんですよ。仕事ではないですから。

だから、そういうときに、今本町では、各小学校が全部個々にお問い合わせしているんですか。例えばお米とかそういうものを除いた部分で。

- （河内教育総務課長） 基本的には、まず、お米等を除いたということになりますと、一応各学校ごとにとということになります。

しかしながら、献立については学校6校が同じでございますので、あと材料については、先ほど申しあげましたように半原小学校であれば、お肉はAというところ、魚はBというところ、野菜はCというところと。また、高峰小学校といったときには、その地域の肉屋さんや魚屋さんなどの登録をいただいている業者に、そしてそのものについては、先ほどの検査ではありませんけれども、納入にあたっては、やはり新鮮なものだということを条件にして保護者のほうにも話をしてございますので、例えば痛んでいるものが多かったということになれば、お話しをして、鮮度の良い食材でとのお願いをしています。何よりもこれは安全性のものを思ってということで行ってございますので、栄養士は、献立だけではなくてその食材そのものについても、発注にあたっては一種の確認をしてというところで、そこまで栄養士にお任せしているというところでございます。

- （岡本委員長） どうぞ、八木委員。
- （八木委員） それを聞いたかったのですが、委員長から聞いていただいたので、もう1つ、仕入れコストの問題はどうですか。各学校でばらばらですか。

そのときによって、もちろん材料ですから、出来、不出来とか、市場の相場によっていろいろ変わってきますから、給食なんかはどうしても「それは高いから嫌だ」とは言えないわけだから、それはもうコストの問題も栄養士さんにお任せでやっているんですか。

- （岡本委員長） どうぞ。
- （河内教育総務課長） コストの問題についても、ちょっと前段階で一点申し上げますと、まず、給食費については、ご案内のように1カ月3,400円と定めておりまして、単純に1食当たりということになりますと204円となります。200円の食材で、あとそういう調理をするということでございますので、204円に限りなくなるようにということ計算をさせていた



だいていまして、どうしてもやはり価格的なものもございますので、そういったものも当然照らしながら、お願いをして、食材の仕入れなどのコスト計算もお願いしています。

- （八木委員） 栄養士さんがやっているということですね。
- （岡本委員長） なるほどね。
- （足立原委員） その会計は、栄養士が全部やっているんですか。
- （岡本委員長） 一人でやっているのですからね。
- （河内教育総務課長） 学校給食会計につきましては、一応学校のほうにということで、基本的には栄養士に持っていていただいているところです。
- （岡本委員長） ちょっといいですか。こういう方法というのは、厚木市とか、既に給食をやっている町がございますね、都市が。やはり同じようなんですかね。やはりどの学校も、自校方式の場合には栄養士さんが、カロリーの計算はもちろんですけども、原材料まで指定してやっておられるところが多いんですか。
- （河内教育総務課長） 先ほど言いましたように、学校給食会という組織を立ち上げて、その中において、例えば食材の選定委員会だとか、あるいは価格決定の検討委員会だとか、部門ごとに組織がされておりますので、そういったところに諮った上で、それと、あとは実質的には、私が聞いていることとお話をしますと、例えば厚木の場合でもそれぞれの学校に栄養士がいるわけがございますので、その栄養士が当然献立を作成し、その食材等についても選定をし、そしてそこで発注をしていくというような方法をとっております。
- （八木委員） お金の管理も栄養士がしておるんですかね。
- （岡本委員長） 教育長。
- （熊坂教育長） 校長が最終的に責任を負いますので、校長の管理のもとで栄養士が行っている。したがって、会計の進み具合等も校長がチェックをしている。

集金の問題がありますので、これの一部分はやはり担いきれない部分は、学校によっては教員がいわば未納の子どもたちのことを催促してみたり、大方は振込ですので、まだ振り込まれていないとか、そういう連絡は教員がやっています。

それから、もう1つ、愛川町の場合は、栄養士が毎週金曜日に、次週の給食をどうするかということで会議をやって情報交換をしておりますので、その中で、当然、あるものについてはどこの学校も全部とる。そういう場合には一括購入する。ところが、肉だとか生鮮品はなるべく近くで購入しようということで、各学校が業者発注をしている。

ただ、これがよその市町村で行きますと方法がいろいろですので一概に言えないんですが、

センターの場合はどうしても大量になりますので、ある程度つくっている業者発注という。ですから、今回卵焼きが出てまいりましたね。愛川町はそれを使っていないわけですが、そういうような形で一括まとめの購入になりますので、なかなかチェックも難しい部分がございます。

厚木の小学校と愛川町の違うところはお飯ですね、これが、町は自校で全部炊きます。厚木の場合にはお飯はお飯で業者がやっています。そういうところの違いもありますので、一概に市町村によって違いがありますので。ですから、考えようによっては、千差万別ですが、なるべく愛川町では、安全なことでやっていきたいということを思っております。

- （岡本委員長） よろしいでしょうか。だから、そのセンター方式というのだと費用的には非常に安くあがると思うんですよ。大量にやれるから。ところが、事が起こると全部が被害を受けてと、ダメージがあるんですよ。自校方式ですと、独自でやっていますから1校だけで収まるという利点もあるわけですよ。だから、なかなかいろいろ、何がいいのか難しいところですね。

でも、食はやはり一番安全に気をつけなければいけないことなので、いろいろなお金が多少かかってもきちっと対応が必要だという感じはいたしますね。

ほかに。

- （八木委員） 次の質問は議会の定例会に関するのですが、山中議員のですね、当然これはこういう非常にお騒がせがあったという、まさか今の世の中にあんなことまであるのかなという大分の問題がありましたから、町の議会でも当然こういった質問が出て当たり前だと思ってしまうのですが、すごく丁寧に教育長が答弁をされていまして、これなら皆さん見て、なるほどな公正であるなど、一つの自信が持てたのでないかと思うのですが、私は初めてこういうふうな一つの人事に関してですね、詳しい説明を読ませていただいて、私はもちろん学校畑というのはよく知らない人間ですので、一つだけ質問というか、思いを述べさせていただきたいと思いますが、教育事務所というところは、県の教育庁の出先機関でありまして、広い全県的なものから、それぞれのブロックをまとめられて、その教育を任されている。この意味がわからないんですよ。この質問で1ページの下の方の○の4のところ、ただ、人事の交流を将来的な展望に立って計画的にもう少し広範囲でなるべくやっていくのだと書いてあるのですが、意外と今までの人事の異動とかを見まして、なかなか事務所のエリアから外へ向かって、あるいは向こうから来られる先生方というのは非常に少ないんですよ。私も見させていただいていましたけれども。

やはりこれは地域の教育というのは、教師から子どもたちまで、一貫してその地域に育って、地域を客観的によくわかっている方が教育をしたりするのは非常にメリットがある点もあると思うのですが、またそうでない点もあると思うんですよね。

特にこういう質問では、問題の原点とは言わないけれども、人事の交流が非常に狭いエリアということになると、やはり人間というのは情緒の動物ですから、いろいろな主観的判断の根源になるわけですよね。

そういう点で考えますと、やはりもちろんこういう厚木愛川清川で愛甲教育事務所のエリアはなっているわけなんですけど、人事的には極力、その先生方の私的ないろいろな都合だけではなくて、トップに立つ教育長あたりが人事を広域的に、といっても、とてつもない遠くまで行ってもこれは失礼だと思いますけれども、隣接の事務所関係で動いたほうが私はいいと思うんですよね。

それで、ときどき、事務所の所長さんもやはりその地域で勤め上げられた校長さん上がりとか、校長にならない人もやって、事務所の所長を終わってからまた校長になるとかってありましたよね。そうなってくると、ますます人を見る目というのは、せまくなるんですよ。

よく私、前、雑談的に申し上げましたけれども、このエリアの中で「こいつはだめだ」と見られたら、もう回復する余地がないと、私、卒業生から聞いたことがあるんです。もうだめだと一旦見られてしまったら、どこへ行っても、申し送りみたいに「あれはあれでだめなんだ」と。「何でだめだ」というと、「いや、あちこち、優柔不断だ」ということでなかなかうまく行かない。意外とそういうところにつながるものがあるのかなと思って、やはり教育事務所の所長というのはやはり、現場を知っている当然、所長がいいに決まっているのだけれども、ある程度、酸いも甘いもかみ分けて、校長を何年かやった方が最後にやるとか、そういうシステムがいいのではないかなと。これは全く蛇足の話なんですけど。

もう1つ、教育委員会における指導主事の問題。佐藤さんがここにいらっしゃるけれども、私は、いろいろそれはプロの技術その他を持って、公的な機関で働いて、こういう位置づけがあるということは非常に賛成なんですけど、特に佐藤さんなんか、学校でも指導なんかという立場になったときに、私は古い人間ですから年齢のことを言うんですけど、年功序列ではありませんが、現場に校長さん、もっと年齢的に上の方、またほかに上の方がいられて、「私は学校の指導主事だから」という形で、なかなか自分の思い、持っている多くのものを提供できる場面において、なんか難しい場面もあるのではないかなというふうに私は思うんですよね。

だったら、むしろ校長先生あたりを終わった方々が、例えば3年間ぐらい学校教育の指導主事という形でやられたほうが、むしろ佐藤さんにとっても、逆に言えば犠牲者で、また一つには出世の登竜門で、この問題は既成事実であるが、世間の人はずべて、全然知らないですよ。

だから、こういう中に入って見て感じることは、なるほど、指導主事あたりで抜てきされると、次は教頭だなという感じのもう道が開ける。

だから、いい悪いは別としても、そういう点でやりにくいのかなということと、なかなか指導助言をするのに、やはり年配の上の方だとかの場面では躊躇するのがあるのかなという感じもするんですよ。

社会教育の指導主事というのは、対象がやはり町民一般ですから、やはり先生方で、もう専門的な技術、社会的教育の技術を持っている方がやればやはり気強いし、そういう点でいろいろやはりやりやすいように成果もあると思う。旧態依然として、これでいいんだということではなくて、何か少し枝葉をつけて転換していく。よければいいんですけれども、私は外部的な発言になってしまうと思うんですけれども、そんなふうなことをこの中から読み取ったというような、言いにくいことを言わせていただきましたけれどもね。

○（岡本委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 今おっしゃることはもっともだと思いますので、ご意見を受けとめながら、私もこれから人事を進めていかなければいけないというように思っております。

幾つか補足説明をさせていただきますと、まず社会教育主事は資格制度がございます。したがって、講習会を受けて認定をされないといけないんですね。そういうことで、こちらで「この人に社会教育主事をお願いしたい」と言っても、資格があるかないかというのがまず第一条件があります。

それをクリアしている中で、やはり私一人の判断でもいけません。ですから、機会あるごとにいろいろな方面で情報収集をいたしております。これは、指導主事も同じことですが、やはり現場の校長先生方も部下をよく見ているので、比較的校長先生方の意見は一致するんですね。「この方は、将来指導主事としたらいい」というのが、一人が言うのではなくて、同じ方に必ず集中してくる。そんな傾向がありますので、そのことを参考にしております。また、指導主事による指導助言でありますので、やりにくいところがあるかと思いますが、僕のほうも「遠慮なく、指導するところはしてきてください」ということを言っていますので、現場では、受け入れては、いただいているかなとは思っているんですけれども、確かに、なりたて

の指導主事にとってはきつい面があるのかなというふうに思います。

大分の事件をやはり我々の糧にして、不信を抱かれないような人事を進めていかなければいけないと思います。

先ほど広域というお話があったのですが、実は神奈川県各市町村の間でも千差万別なんです。あるところへ行きますと、1つの町内しか異動ができないという、基本的にはそういうところもございます。そういうところでは、広域と言ったときに、事務所単位の中で弾力的に異動ができればというお話が教育長会議にも出てまいります。

そういう面で行きますと、狭い意味で言いますと、愛川町だけの中の異動ということではやはり硬直します。厚木市清川村が入りますと小中合わせますと約50校近い。この中の異動ということで、若干は幅広い中で異動ができるということで、町の中だけでしか異動ができない、あるいは市の中だけでしか異動ができないというよりは若干はいいかと思いますが、さらにほかの教育事務所との関係ですと、やはり今までの慣例の中で、希望がほかのところへ出ないとなかなか異動というのはないものです。これは、出た場合には、該当の事務所がまず面接をし、「では、この先生だったら愛川町でもいいでしょう」というときには、愛川町でまた面接をします。

そこではねた場合は、元のところで続けていただくのですが、教育事務所管内からは、そんなような今システムになっておりますが、愛川町でも現に、数年に一度ぐらいは他から入ってこられた方もおります。最近では、おとしでしょうか、茅ヶ崎のほうから来られた方もございます。相模原のほうからも来られた方がございますし、こちらからも逆に津久井のほうに出られた方もございます。ですから、年間ですと1～2名ぐらいは、この管内のこういう異動は現実にはございます。

○（岡本委員長） どうぞ。

○（八木委員） 教員ですから、少しでも広い視野を持って、いろいろな知識のことがわかって子どもに接触できる。人間的な1つのかかわりというのは、何の世界も非常に難しいんです。狭くなればなるほど難しい。

ある意味では、逃げ場というか、それは私も地域にいて、「なんだ、あんなことで悩んでいたけれども、どうということはないじゃないか」と、そういうふうなまた次のことが開けてくると、やはりね、広くして、いろいろなものを味わっていただくことが一番いいと思います。県立高校の先生は全県下で動いているようですからね。それから比べれば、本当に何をかいわんやと私は思いますね。

- （岡本委員長） ちょっといいですかね、今、県立高校というのが出ただけけれども、県立高校もすごい進んでいましてね、校長が「この人を欲しい」と。いい教員がいるという情報を得て、その人をとれるようなシステムができていましてね。

校長が学校現場では、校長に人事権がないと昔から言われていて、それが学校の特徴を出すということで、校長さんの権限というのを打ち出してきて、ただ、校長の権限になると、今度は先生側も、学校を選べる権限が生まれたんです。手を挙げることができるんですよ。「私はこの学校に行きたい」という。そういうことで、非常に人事面で開かれた形。

それで、県立高校は今1時間40分かな、30分かな、公の通勤で、その時間以内では拒否はできないというようになっているんです。だから、いきなり小田原へやらされたり、いきなり横浜とか、そういう非常に広域にわたる人事が行われていますけれども、ただ、高校と義務教育とは違ったところがありますから、私なんかただそれが、高校でやっていることがいいということではなくて、義務制は地域に密着していますから、やはり地域の特性を生かした教育が当然求められていますから、高校でこうやっているから中学でこうとは一概には言えないと思いますけれども、ただ、先生方の人事というのかなり交流を広くできるようなシステムがきちんとできれば、またいい面も生まれる面もあるのかなという思いがいたしますけれどもね。いろいろやはり人事というのは、微妙で難しいことがありますから。

どうぞ。

- （足立原委員） 私も、熊坂教育長がご説明になったとおりののだと思うのですがけれども、八木委員がおっしゃったように、確かに県立高校のことから考えれば、もっと義務教育も広くやるべきだと。

しかし、この地区は3市町村ですね。特に清川の場合が規模が非常に小さいですね。そういうバランスもちょっととれていない地区でもある。

それから、もう1つは、例えばうちのほうの職員が山のほうへ行きたいと言っても、向こうの委員会が「だめだよ」と言ってしまえば行けないんですよ。そういう部分があるので、実はその頭には県があるんだけど、その事務所長がまず、教育長ですね、事務所関連も教育長。ここのことも、考えたほうがいいですね。

そうなってくると、全県的な、まずどこかでやはり、こういうふうにするんだというものが出来ないと、そういうものは進んでいかないですよ。

- （八木委員） ですから、これはべつにここで議論をしても意味がないような議論なんですよ。

○（足立原委員）　そうですね。

○（八木委員）　そういうことをやはり教育長さんあたりがお互いに並んでいるところへ行って、やはり県のトップダウンをすることで、1つの方針を出してそういうふうにする。

決して、高校がこうだからと私、言ったのではなくて、ただ、人事というのはどうしても、狭くなると、どこへ行ってもどこかで会った人がいつもいるということになると、これは本当の人事ではないんですよ。私はそこを言いたいんです。

○（岡本委員長）　ということで、大分時間もたってまいりましたので、定例議会など、ほかの件で何かご質疑がありましたらお願いしたいと思いますけれども。

では、議会についてはよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長）　それでは、今度は3番の使用小中学校教科書、この採択結果及び採択理由についての件について、ご質疑等ありましたらお願いいたします。

前回の委員会でしたか、ここで経過が説明されて、特に異議がなければ前回出された件でそのとおりでということをごさいましたね。そのとおりで、特になかったわけですね。そういう方向だと思いますので、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長）　では、次の4番目、郷土資料館の閉鎖について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

まあ、これも流れですね。新しい資料館ができるという流れの予定の中で、暫時落ちのないように進めていくという流れの中のことだと思いますので、特によろしいですね。質問、ございませんね。

では、教育長から。

○（熊坂教育長）　そこに「閉鎖」と書いてあるんですが、規則的には今、休館にするという形でございます。

○（岡本委員長）　現時点では。

○（熊坂教育長）　郷土資料館の条例がありますので、閉鎖するには条例でしっかり定めなければなりませんので、次へ向かっての今、休館という形で。ですから、広報には「休館します」という形で出しますので、ご承知おきください。

○（岡本委員長）　要するに、一般の方が見れない状態になるわけですね。

よろしいですか、この件。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長) では、(5) 町指定文化財の所在変更についてをお願いします。何かご質問等ありましたら。

これももう決まったことですね。別紙、資料4、資料も出ましたので、この資料のとおりだと思いますけれども、特によろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長) では、異議はないと認めます。

それでは、以上、教育長報告、日程第3については、いろいろご質疑等もございましたけれども、特に質疑、異議はもうよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (岡本委員長) ご質疑、ないものと認めます。

よって、日程第3「教育長報告事項について」は、教育長報告のとおりご承認願います。

---

#### ◎日程第4

- (岡本委員長) それでは、次に日程第4、議案第5号、「教育委員長の選挙について」を議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長、お願いします。

- (熊坂教育長) 議案第5号でございます。「教育委員長の選挙について」をご説明申し上げます。

ご承知のとおり、教育委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条2項におきまして1年と定められており、これに基づきまして、昨年10月1日から、現の岡本委員長さんに委員長をお願いしているところでございますが、本年の9月30日をもって任期1年が満了となります。

このことに伴いまして、先ほどの法律第12条の今度は1項でございますが、そこに「教育委員会は委員の内から委員長を選挙しなければならない」と定められておりますので、本日、10月1日からの委員長さんを選挙していただきたく存じます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、きょうの資料の後ろにこの法律の条項がついておりますので、ご参考にしていただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。



○（岡本委員長） 説明は以上のとおりであります。

これより、委員長の選挙を行うわけですが、選挙を行うにあたり、暫時休憩をいたします。

（休 憩）

○（岡本委員長） それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を続けます。

委員長選挙の方法は、投票と指名推薦の方法がありますが、当委員会としましては指名推薦の方法でやりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦の方法によることに決定いたしました。

それでは、どなたか指名推薦をよろしく願いいたします。

八木委員。

○（八木委員） それでは、私のほうから次期の委員長さんに三好容子さんを推薦させていただきます。

以上です。

○（岡本委員長） ただいま、八木委員のほうから、三好容子さんを新教育委員長に推薦したいとの発言がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議なしとの発言がありましたので、ただいま推薦がありました三好容子さんを10月1日からの教育委員長として定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

したがいまして、三好容子さんを平成20年10月1日からの教育委員長と決定させていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎日程第5

○（岡本委員長） 次に、日程第5、議案第6号、「教育委員長職務代理者の指定について」を議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

- （熊坂教育長） 議案第6号、「教育委員長職務代理者の指定について」をご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に、「委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」と定められておりますので、本日、10月1日からの委員長職務代理者を指定していただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

- （岡本委員長） 提案者の説明は以上のとおりであります。

これより、委員長職務代理者の指定を行うにあたり、暫時休憩をいたします。

（休憩）

- （岡本委員長） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続けます。

10月1日からの委員長職務代理につきましても、従来どおり教育委員長から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長職務代理者は、委員長の私のほうから指名させていただくことに決定いたしました。

それでは、10月1日からの委員長職務代理者に、足立原威さんを指名したいと思います。

足立原威さんを10月1日からの委員長職務代理者とすることにご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。

よって、足立原威さんが10月1日からの委員長職務代理者と決定させていただきます。

ありがとうございます。

それでは、ここで、10月1日からの新委員長に選任されました三好容子さんのほうからごあいさつをいただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○（三好委員） それでは、ただいま指名をされました三好でございます。

力不足は皆様もお認めになっているところでございますので、ぜひ、皆様のお力を借りて1年間の任期を全うしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○（岡本委員長） ありがとうございます。

---

◎日程第6

○（岡本委員長） 次に、日程第6、「その他」について、各委員の方よりご意見、ご質疑等がありましたらご発言ください。

○（大八木スポーツ文化振興課長） 資料的なもので、時間表だけお渡ししていると思うのですが、ふれあい体育大会の内容につきましては前回ご説明したとおりでありまして、皆様方には大会の副会長ということでご案内状も届いているかと思っております。

それで、大会当日につきましては、6時集合ということで、当日の天候判断につきましては、6時半に天候判断をいたしまして、実施でも中止でも、防災無線で町内にご報告するというので、防災無線での開催通知のご案内ということでございます。

それで、集合につきましては、ご案内のとおり9時集合で、開会が9時20分。閉会は一応3時が目安にして、開式等につきましては今お手元に配布してございます予定時刻、この日程の中で競技を進行させますので、ご承知おきのほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○（岡本委員長） 町民ふれあい運動会の種目、協議の予定時刻表ということが決まったようですので、よろしく願いいたします。

八木委員。

○（八木委員） この前、教育委員をやっている関係で、一応大会副会長というご案内をいただいたのですが、当日は、駅伝のときみたいに開会式は一応出るんですか。

○（熊坂教育長） 開会式は、前にいていただくということになると思うんですが。区長さんですとね。

○（岡本委員長） 区長も一緒だから大変だと思いますね。

○（熊坂教育長） 区のほうの実情もありますので、判断はお任せしたいと思います、基本的には、副会長さんです。

○（岡本委員長） 席は用意してあるのですか。

○（八木委員） こっちはもう、ジャンパーですから。

- （岡本委員長） 運動着でいいんですね。
- （熊坂教育長） はい。
- （岡本委員長） 運動できるような形でいいんですね。
- （八木委員） では、そういうことだったら。
- （岡本委員長） どうぞ。
- （大八木スポーツ文化振興課長） 今のお話で大会の来賓等のいわゆる競技もございますので、ぜひ運動ができる格好で来ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。
- （岡本委員長） その他はいいですか。

なければ、私のほうからちょっと1件。8月4日に、平成20年度神奈川県市町村教育委員会連合会の第2回の役員会がございました。そのときに決まったことで、委員の皆様に関係することをちょっとご報告しておきます。

1点は、平成21年度の関東大会が「群馬大会」となるそうです。群馬県の桐生市になるそうです。5月21日から22日の期間で行われる予定になっているということです。

それから、平成20年度ですけれども、連合会の研修会、これは平成20年11月11日の火曜日、1時半から4時までの予定で、相模原球場の隣にある相模原市立博物館の大会議室でやられるそうです。時間は1時半からです。

各市町村の教育委員と事務局職員を含めて、大体100名程度を考えているということが決まっていますので、委員の方はご予約に入れておいていただければと思います。

私のほうからは以上です。

ほかに、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、用意しました議題はこれで終わりましたので、これで9月定例会を閉会したいと思います。